

平成27年度さいたま市食品衛生監視指導計画（素案）に寄せられたご意見と市の考え方

(1) 意見提出者 1団体

(2) 意見数 5件

| NO. | 項目 | ご意見の内容 | ご意見に対する市の考え方 |
|------------------------------------|----------|--|--|
| 【平成27年度さいたま市食品衛生監視指導計画素案の意見募集について】 | | | |
| 1 | 食品表示について | <p>今後、これまで食品衛生法、日本農林規格（JAS）法、健康増進法の3法に分かれていた表示ルールが食品表示法の制定により一元化します。また、新たな機能性表示も始まります。これらが厳格に運用されていくように、厳しい監視を実施することを要望します。あわせて、変更になったことについて、市民への周知をおこなうことも要望します。</p> | <p>食品表示に関しては、これまでも関係部局が連携して対応してきたところであり、この考え方は食品表示法に基づく対応においても、基本的に変わるものではないと考えています。</p> <p>一方、本計画は、食品衛生法に基づき策定している食品衛生に関する監視指導の実施のための計画であり、具体的な内容はそれに特化したものとなっています。</p> |
| 2 | | <p>食品表示は今後、食品衛生法、日本農林規格（JAS法）、健康増進法の3法に分かれていたものが食品表示法の制定により一元化されます。</p> <p>飲食店や中食での食材の偽装表示も記憶に新しいところです。今年度の計画を見ると、JAS法に関する項目が一つもありません。さいたま市として計画に組み込むことを要望いたします。また、JAS法関連について監視する部署がどこになるのか、人員確保がなされているのか、この2つについてもお聞きいたします。食品は人間が生きていくうえでは基本のものです。食品の監視については政令市でもあり県から独立し行っていることから、しっかりとした体制を整えていただくことを要望いたします。また、新たな機能性食品の表示も始まり、厳しい監視がますます重要になってきます。厳しい監視の実施とともに、市民への情報提供が広くいきわたるよう要望いたします。</p> | <p>なお、「さいたま市第2期消費生活基本計画」においては、施策の展開として、食品表示法の施行対応も念頭におき、食品品質表示等の適正化の項目が設定されており、その具体的内容には食品表示にかかる相談受付、指導及び啓発の実施が挙げられています。</p> |

平成27年度さいたま市食品衛生監視指導計画（素案）に寄せられたご意見と市の考え方

| | | | |
|----------------------|---|--|--|
| 【Ⅰ さいたま市の食品衛生監視指導体制】 | | | |
| 3 | (2ページ) 〈関係機関との連携〉 | <p>日頃より、さいたま市における食品の安全確保対策のためにご尽力されていることに敬意を表します。</p> <p>この間、川越市・埼玉県・さいたま市とそれぞれが食品衛生監視指導計画を作成し、その結果についてもそれぞれで作成をおこなっておられます。消費者として公表された計画、報告書を拝見する際、検査計画・報告など同じことをおこなっていても、文章表現が一致しておらず理解することが難しい状況になっております。さいたま市におかれましては、埼玉県・川越市・越谷市の間で連携をとり、より消費者にわかりやすい計画と報告の作成を要望いたします。</p> | <p>埼玉県、川越市などの近隣自治体とは、定期的に意見交換、情報共有を図っているところであり、引き続き、近隣自治体等と連携を図り対応するとともに、食品衛生監視指導計画とその報告が、より消費者に分かりやすくなるよう努めてまいります。</p> |
| 【Ⅱ 監視指導の実施】 | | | |
| 4 | (5ページ) 〈2 重点監視指導〉 〈(3) 生食用食肉（食鳥肉、内臓を含む）等の提供施設の監視指導〉 | <p>肉の生食については、消費者が情報を取得する頻度の高いインターネットのホームページやグルメ紹介雑誌には、不正確な情報が氾濫し「新鮮だと大丈夫」などの間違った情報のもと、食肉の生食などがおこなわれています。消費者にとって、ホームページや雑誌の情報を活用することは保健所などから情報を得るよりはるかに利用頻度が高く、また、店が堂々とPRしていれば安心して食べられると判断する人もいると思われます。豚肉への規制導入を契機に、さらに厳しい監視指導をおこなうとともに、食肉の生食を提供しないように指導をおこなってください。また、その施設で働くすべての人への正しい知識の指導を、引き続きおこなうことを要望いたします。</p> | <p>食肉・食鳥肉等を生食用として提供等している施設に対して、引き続き監視指導を行うとともに、違法な取扱いを確認した場合には適切な措置を講じることとしております。</p> <p>また、消費者が確かな目を持ち食品を適切に選択できるよう、引き続き、ホームページや市報等の媒体、リーフレットの配布、説明会・講習会等の機会を通じて、食肉・食鳥肉をはじめとする食品の安全性に関する知識の普及啓発に努めてまいります。</p> |

平成27年度さいたま市食品衛生監視指導計画（素案）に寄せられたご意見と市の考え方

上記ご意見の他に案以外に対するご意見がありましたので、関係課に情報提供しました。

- ・ 改正景品表示法により、「不当景品類及び不当表示防止法第十二条第一項及び第二項の規定による権限の委任に関する政令の一部を改正する政令」が11月17日に公布されました。この中で県の権限が強化されています。さいたま市としては県とどのような連携体制を構築されるのかお聞きいたします。